

障害者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項及び同施行規則第4条の16の規定に基づき、毎年6月1日時点の障害者任免状況について、以下のとおり公表します。

※障害の種別や程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推測されるおそれがあることから、公表を差し控えます。

障害者である職員の任免状況（令和3年6月1日現在）

①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	82人
②障害者の数	2人
③実雇用率	2.70%
④不足数	0人